

# 會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號一第 卷二十四第

行發日一月一年一十和昭

## 新年特別號

恩給年金賞與の課税	法學博士 神戸正雄
經濟社會學の概念	文學博士 米田庄太郎
費用としての勢力	文學博士 高田保馬
幕末諸藩の開國思想	經濟學博士 本庄榮治郎
經濟學史の基本問題	經濟學博士 石川興二
産鹵處理問題	經濟學博士 八木芳之助
突式調査に就いて	經濟學博士 鮫川虎三
戰前戰後の獨逸社會事業	經濟學士 中川與之助
原料仕入に於ける基本問題	經濟學士 大塚一朗
利潤論の修正	經濟學士 柴田敬
支那の幣制改革と其の意義	經濟學士 松岡孝兒
日本資本主義成立過程の一考察	經濟學士 堀江保藏
中立貨幣に於ける貨幣數量	經濟學士 中谷實
再保險の發展と保險企業結合	經濟學士 佐波宣平
都市と農村との對立に關するアダム・スミスの見解	經濟學士 白衫庄一郎
商業機能學說の發展	經濟學士 堀新一
臺灣の酒專賣	經濟學博士 汐見三郎
國民主義者の私企業觀	經濟學博士 作田莊一
植民地再分配論の種々相に就て	法學博士 山本美越乃
貿易商品の集中性と分散性	經濟學博士 谷口吉彦
我が國の銀行預金	經濟學博士 小島昌太郎
新着外國經濟雜誌主要論題	

(禁 轉 載)

## 臺灣の酒專賣

汐 見 三 郎

## 第一 臺灣總督府特別會計

臺灣總督府特別會計は朝鮮總督府特別會計、樺太廳特別會計、關東局特別會計、南洋廳特別會計とならんで外地特別會計を形成してゐるのであるが、次の二つの點に於て他の外地特別會計と異り又一般會計とも異つてゐるのである。

第一に臺灣總督府特別會計は歳入臨時部に於て補充金と公債金とを缺いてゐるのである。朝鮮總督府特別會計が一般會計より相當の補充金を受けてゐるに反し（昭和十年度豫算に於て拓務省の歳出臨時部より朝鮮總督府特別會計は千二百八十二萬五千圓の經費補充金を受く）、臺灣總督府特別會計は明治三十七年より全く補充金を受取つてゐないのである。又昭和十年度豫算に於ける歳入公債は一般會計について七億七千六百六十五萬圓に上り朝鮮事業公債について二千四百萬圓となつてゐるに反し、臺灣總督府特別會計は借金無しの豫算を組んでゐる。軍備費を負擔しないと云ひながら——それは各外地特別會計に共通した事實である——一般會計から補充金を受けず借金無しの豫算を編成して

ると云ふ事は、臺灣の財政が相當に「豊富なる財政」である事を物語つてゐる。

第二に臺灣總督府特別會計の歳入經常部に於て專賣收入が斷然をびえてゐる事をあげねばならぬ。歳入經常部について見るに、一般會計及び多くの外地特別會計に於ては租稅收入が重要部分を占めてゐるに對し（昭和十年年度豫算につき租稅收入が歳入經常部に占むる割合を見るに、一般會計に於ては六割二分、朝鮮總督府特別會計に於ては二割二分、樺太廳特別會計に於て六分、關東局特別會計に於て三割三分、南洋廳特別會計に於て六割四分を示す）、臺灣總督府特別會計に於ては租稅收入は一割六分に止まり官業及官有財産收入が七割七分を占めてゐる、而して官業及官有財産收入の過半は專賣收入に屬し其の專賣收入の三割七分は酒收入が占めてゐる。

臺灣總督府特別會計が「豊富なる財政」であるは已に喧傳せられてゐる所であるから之を略し、茲には専ら第二の特色たる專賣收入中心の財政たる事特に酒專賣收入中心の財政たる事を研究して見たいのである。偶々我が一般會計は赤字に惱み赤字克服の爲めに百方その財源を求め酒專賣が其の有力なる財源の一と考へられてゐる。<sup>2)</sup> 苟くも我國に於て酒專賣を論ずる以上は、臺灣の酒專賣の創業と其の現状とを考察する必要がある。

## 第二 酒類專賣の創業

臺灣の酒專賣は二つの階梯をへて發達したものである。第一は大正十一年五月五日律令第三號

1) 北山富久二郎助教授、「豊かな臺灣の財政」(臺北帝國大學文政學部、政學科研究年報第一輯)

2) 神戸正雄博士、増稅及整稅論

の臺灣酒類專賣令によるものであつて、第二は昭和八年律令第一號の臺灣酒類專賣令附則によるものである。大正十一年の酒類專賣は廣く酒精及酒精含有飲料並に白糶、紅糶、酒母、醪の臺灣島内の製造及販賣にわたつてゐたが、それには三つの例外があつた。過渡的の例外たる「專賣制度實施前より持越したる酒類」の外に「酒精」と「麥酒」とが其の例外となつてゐたのである。即ち大正十一年に於ては、「酒精」については製造及島外販賣は民營を認め島内販賣のみ專賣を行ひ、「麥酒」については製造販賣ともに專賣の範圍外に置いたのである。昭和八年七月に至り「麥酒」の製造は從來通り民營を認め販賣のみ專賣とした。要するに、臺灣酒專賣の現状は、一般酒類については製造及販賣の兩方面にわたり完全專賣を行ひ、酒精については島内販賣の專賣と云ふ不完全專賣を行ひ麥酒については販賣の專賣と云ふ不完全專賣を行つてゐるのである。

一 大正十一年の酒類專賣の創業については、當時の關係者杉本良氏の「專賣制度前の臺灣の酒」が最も詳細に物語つてゐる。本研究に於ては、專賣の對象たる酒類の範圍を如何に定めてゐるかと云ふ事と專賣創業費の重要部分を占めてゐる禁業交付金と徴收交付金と如何にして算出したかと云ふ事を明かにし、以て我國の酒專賣論に對する參考に供したのである。

現今臺灣に於て酒類と云ふのは釀造酒(清酒、麥酒、葡萄酒、紹興酒、濁酒の類)と蒸餾酒(酒精、燒酎、米酒、糖蜜酒の類)と再製酒(釀造酒又は蒸餾酒に加工したるものにして紅酒、藥酒、白酒、味淋の類)との廣き範圍にわたるのである。大正十一年に於ては釀造酒の中の麥酒と蒸餾

酒の中の酒精とを除き(酒精については島内販賣のみ専賣)、其他凡ての酒類につき専賣を行つたのであり、而も當時に於ては酒精と麥酒との島内消費は極めて微々たるものであつたから、臺灣の酒類専賣なるものは出發點に於て殆んど全部の酒類に及んでゐたと云つても過言ではない。

次に臺灣の酒類専賣は、島内販賣の専賣たる酒精を除き、製造及び販賣の全部にわたれる完全専賣である。然るに當時の臺灣には酒類製造業者が二百四十五名あり、酒類販賣業者が一萬人近く存してゐたから、此等の商工業者を其儘専賣事業に吸収するか又は此等の商工業者の營業を取上げて其の代償として交付金を與へるかの何れかの方策を採らねばならなかつた。茲に原則として、販賣業者は之を酒類賣捌人及び酒類小賣人に指定する事によつて専賣事業に吸収し、製造業者よりは營業及び資本を取上げ其の代償として禁業交付金と徴收補償金とを與へる事としたのである。以下、徴收補償金と禁業交付金とを一瞥したい。

酒類の製造専賣を行ふに當り全く新規の設備を施す方法もあるが、從來の民間設備を流用する事も考へられる。又民間に於ては酒類醸造を禁止せられた結果として酒類製造に使用した器具機械の處分を講ぜねばならぬ、此等器具機械の一部は他の事業に轉用出来るかも知れないが流用のきかないものもある。茲に「酒類製造用の土地建物」にして政府の必要と認むるものは之を徴收すると共に、「酒類、白糶、紅糶、酒母又は醪製造用の器具機械」の中で直接政府の作業に必要なもの及業者に於て禁業後他に轉用の途なきもの(一、直接製造に要する器具機械、二、貯藏用器

具、三、試験用器具機械、四、包装用器具機械)を徴收し、此等に對し徴收補償金を支給したのである。徴收補償金については臺灣酒類專賣令第二十七條、第二十八條、第三十三條、第三十四條が之を規定してゐるが、第二十八條及び第三十三條第二項は次の内容を有してゐる。

第二十八條 前條の規定に依り徴收し又は使用する物件に對しては補償金又は使用料を交付す

補償金又は使用料の額は協議に依り之を定む 協議調はざるときは鑑定人の意見を徴し政府之を決定す

鑑定人に關する規定は臺灣總督府之を定む

第三十三條第二項 第二十八條の補償金は、大正十一年七月一日前一年間に於ける平均相場に依り五十五年内に償還すべき五分利附國債證券を以て之を交付す 但し五十圓未満の端數は現金を以て之を交付す

徴收補償金は、大正十一年七月一日前一年間の平均相場で支給する事となつてゐるから、國債證券の分は額面百圓に付八十二圓十二錢と計算せられてゐる。徴收補償金を受くべき物件、徴收補償金を受くべき業者、補償價格、支給内譯を示せば、次の如くである。

合 計	土 地 建 物 酒 造 者 白 造 者 紅 造 者 計	人 員	補償價格(圓)	支 給 内 譯 (圓)	
				國 債 證 券	現 金
二七一	二二	一一	一五七、八四九	九〇八、五〇〇	四六四
	二〇七		五八八、六七五	一、四一八、四五〇	六、一九二
	三一		一、一七一、〇二四	二一、七〇〇	六二二
	二三八		一、一八九、四六六	一、四四〇、一五〇	六、八一五
二七一			一、九三五、九九〇	二、三四八、六五〇	七、二七九

器具機械が百十九萬圓に上り建物五十九萬圓が之に次ぎ土地十六萬圓が最も少く、結局百九十三萬圓と云ふ徴收補償金額を支出した譯である。但し支給の内譯を示せば、國債證券の額面額は二百三十四萬圓に上り現金は七千圓である。酒の製造專賣を行ふ以上は既存の製造業者の徴收補償金を支拂ふ必要がある。

酒類の製造專賣を行つた結果として、從來の酒類製造業者は全然營業を禁止せられる事となり、又酒類製造の用に供する爲めに白糶、紅糶、酒母及膠の製造するものも自ら製造を中止するの止むなきに至つた。茲に大正十年七月一日以前より臺灣酒類專賣令公布の日まで營業を繼續したる「酒類製造者」と「酒類製造者に非ざる白糶、紅糶、酒母又は膠の製造者にして大正十一年七月十日までに其の製造を廢止する者」とに對し禁業交付金を支給し失業の苦痛を輕減する事としたのである。禁業交付金については臺灣酒類專賣令第二十八條より第三十四條に規定せられてゐるが、第二十九條と第三十條と第三十三條等一項とを示せば次の如くである。

第二十九條 政府は酒類製造者に對し其の請求に依り酒類の賣渡代金の二割五分に相當する金額を交付し其の金額五百圓に滿たざるときは五百圓を交付す

酒類製造用の建物を所有する酒類製造者にして第二十七條の規定に依り其の建物の全部の徴收を受けざるものに對しては前項の交付金の外其の五分の一に相當する金額を交付す

酒類製造者にして大正十一年七月一日酒類賣捌人に指定せられたるものに對しては前二項の規定に依り交付すべき金額より其の四分の三に相當する金額を控除したる金額を控除す

第三十條 前條の賣渡代金は、大正八年七月一日より大正十年六月三十日に至る二年間の賣渡代金の二分の一に相當する金額

に依る 但し大正八年七月二日以後製造を開始したる場合に於ては製造開始の翌月より大正十年十一月三十日に至る期間の賣渡代金の平均月額額の十二倍に相當する金額に依る

前項の賣渡代金は確實なりと認むる帳簿書類に依り政府之を決定す

第三十三條 第二十九條の交付金は額面金額に依り五十五年内に償還すべき五分利附國債證券を以て之を交付す 但し五十年未滿の端數は現金を以て之を交付す

禁業交付金の算出方法は第二十九條に定められてゐるのであるが、之を表示すれば次の如くなる。<sup>3)</sup>

甲 賣捌人に指定せられざる者

- イ 建物全部の徴收を受けたる場合：年賣渡代金の二割五分
- ロ 建物全部の徴收を受けざる場合：年賣渡代金の二割五分と其の五分の一との和

乙 賣捌人に指定せられたる場合

- イ 建物全部の徴收を受けたる場合：賣渡代金の二割五分の四分の一
- ロ 建物全部の徴收を受けざる場合：年賣渡代金の二割五分と其の五分の一との和の四分の一

禁業交付金なるものは酒類製造を禁止せられる者に對し轉業の資として支給するものであるから、賣捌人に指定せられたる者は然らざる者より少く支給せられる事となつてゐる 又建物全部の徴收を受けざる者は建物の轉用に困難を感じるが故に、建物全部の徴收を受けたる者より餘計

3) 杉本頁、專賣制度前の臺灣の酒



の交付金を得る事に定められた。かくして禁業交付金を受けたる人員と交付金額と支給内譯とを示せば、次の數字を得るのである。

計	人員	交付金額(圓)	支給内譯(圓)	
			國債證券	現金
酒類製造者 白糶製造者 紅糶製造者	二〇〇	一、九九八、六八八	一、九九三、九〇〇	四、七八八
	二九	五七、八五一	五七、四五〇	四〇一
計	二二九	二、〇五六、五四〇	二、〇五一、三五〇	五、一九〇

酒類製造業者は二百十名であつたが資格なき者十名を除き二百名となり、白糶紅糶製造業者は三十五名であつたが資格なき者六名を除き二十九名となり、結局の所は二百二十九名に禁業交付金を支給する事となつた。禁業交付金は二百五萬圓であるから、徴收補償金百九十三萬圓を之に加へると、三百九十九萬圓と云ふ數字を得るのである。

以上は酒類製造の方面であるが、酒類販賣の方面では酒類賣捌人と酒類小賣人とを指定し之に當らしめる事とした。即ち酒類賣捌人については、酒類專賣實施後に於て其の營業を禁止せられる製造業者、移入業者竝に販賣業者の主なる者を他の者に優先して之に指定したのである。酒類小賣人については、制度實施當時の既存小賣人を之に指定したのである。従つて酒類販賣の方面では徴收補償金の問題も禁業交付金の問題も起らないのである。

二 大正十一年に酒類專賣が創められし當時に於ては麥酒を除外してゐたのである。蓋し當時は麥酒は未だ草創に屬し臺灣島内の製品に對しては造石稅さへ課せられず全く試驗時代であつたから製造をも販賣をも專賣の範圍の外に置いたのである。其後十餘年を経過し麥酒の嗜好も普遍化し需要も亦増加したから、昭和八年七月より製造は民營を認め販賣のみ專賣の範圍に加へる事とした。

麥酒の專賣に關しては臺灣酒類專賣令の附則(昭和八年律令第一號)が之を定めてゐる。大正十一年の酒類專賣が製造及び販賣の專賣なりしに反し、麥酒專賣は販賣のみの專賣なるが故に、酒類專賣の時に製造業者に興へし如き徴收補償金又は禁業交付金の問題は麥酒專賣の時には起らなかつたのである。只、昭和八年七月に麥酒の販賣專賣が實施せられし際に自ら移入販賣し又は直接に臺灣島内の製造者より買入れ販賣する者のみに對し禁業交付金を支給し、其他の販賣業者は之を政府の販賣人に指定したのである。禁業交付金を受けたる者は一名にして平均一箇年賣渡金額の二割として五萬六千百九十一圓を現金を以て交付せられた。

麥酒專賣實施に當りて麥酒元賣業者にして禁業交付金を受けざる者及び其他麥酒卸賣業者にして取扱數量多額に上る者は、酒類賣捌人の匿名組合員に指定せられた。又麥酒專賣實施に當りては既存の小賣人を麥酒小賣人に指定した。

三 最後に注意すべきは、臺灣の酒專賣の中より酒精が除外せられてゐる事である。臺灣の酒

精の大部分は内地及び外國に移輸出せられるものであつて臺灣島内に於て使用せられるものは小部分に過ぎない、故に酒精の製造及び島外販賣は民營を認め島内販賣のみ專賣とした。かくて酒精については大正十一年以來、臺灣酒精令により酒精税を課してゐる。

### 第三 酒類專賣の現況

臺灣總督府の酒類專賣の現況は之を種々の方面より觀察出来るが、財政收入と製造及び販賣の狀況と酒價との三方面より研究したい。

一 臺灣の財政收入に於て酒類專賣收入が如何なる地位を占むるかを研究する爲めに、昭和十年度の臺灣總督府特別會計の經常歲入豫算を採つて見た。研究の目的上、專賣局收入を細別し特に酒類の專賣收入は更に詳細に分類して之を示す事とする。(單位千圓)

	酒	1,210
	酒酒酒盛耐酒酒酒精淋酒他	5,063
	酒酒酒淋酒他	1,709
	酒	43
	酒	70
	酒	1,773
	酒	456
	酒	68
	酒	136
	酒	1
	酒	12
	酒	45
	酒	2,745
	酒	677
	酒	55
	酒	68
	酒	49
	酒	121
	酒	44
	酒	18
	酒	15
	酒	4
	酒	2
製造酒	10,591	
内地製品	3,596	
外國製品	207	
麥酒	2,919	
酒粕	20	

租 稅	18,099
印紙收入	4,207
郵便電信及電話收入	6,349
鐵道及自動車收入	24,800
專賣收入	46,069
食鹽收入	2,817
樟腦收入	7,898
阿片收入	2,561
煙草收入	15,549
酒 收 入	17,240 *
官業及官有財產收入	83,948
森 林 收 入	3,171
醫 院 收 入	987
教 科 書 收 入	221
度 量 衡 收 入	409
刑 務 所 收 入	410
官有地小作料	1,020
官有物貸下料	507
雜 收 入	1,407
計	107,661

歲 入 經 常 部

收入總額について見ると、租稅は官業及官有財產收入より低きのみか專賣收入よりも少くなり、恰も酒收入と一致してゐる有様である。然し收入純額について考察すると問題が異つてくる。租稅徵收の爲めに要する經費は極めて輕微なるに拘らず、酒專賣收入に要する經費は相當の額に上つてゐるからである。然らば酒專賣收入の純額は幾許に上るか云ふに、餘程多く計算上の技巧を加へないと不明である。内地の專賣局は特別會計を形作りながら、而も個々の專賣について原價計算を行ふ事が困難である。況んや臺灣の專賣局は歲入歲出ともに臺灣總督府特別會計の中に混入してゐる爲めには、酒專賣が果して幾許の財政收入を齎してゐるか分らないのである。

收入純額を知る爲めには酒專賣に關する歲出を明かにする必要がある。酒專賣に關する歲入歲

\* 製造酒と内地製品と外國製品と麥酒と酒粕との合計は17,335,709圓なるも過年度の收入を加除し17,240,909圓の數字を得たのである。

出が臨時部に現はれてゐる事も有り得るが、原則論としては經常部を考察せねばならぬ。即ち歲入經常部の酒收入より差し引くべき數字としては歲出經常部の專賣局金額を考へる必要がある。試みに昭和十年度の臺灣總督府特別會計の歲出經常部に現はれたる專賣局の數字を示すと、次の如くである。(單位千圓)

專 賣 局	俸 給	548				
	事務用諸費	247				
	事業費 9,646	作場費 8,979	食糧	鹽	495	
			阿煙	腦	3,603	
			酒	片	167	
			從業員指導費	草	1,301	
			慰勞金		3,396	
			慰勞金		1	
			慰勞金		12	
			獎勵費 159	製鹽獎勵費		25
				煙草栽培獎勵費		134
			共濟組合給與金		60	
	現業員獎勵費		4			
	勤勉手当		60			
	接待費		3			
	酒工場補修費		130			
	專賣品補償及購買費 13,127		食糧	鹽	1,318	
			阿煙	腦	969	
			酒	片	143	
				草	4,608	
				6,087		
計		23,322				

酒の純收入を計算する爲め專賣局の經費の中で酒の總收入より當然控除すべき關係にあるものを拾つて見よう。事業費について云へば、「作場費の中の酒」と「酒工場補償費」とを合計したるも

の即ち三、五二七、四七〇圓がある。此に專賣費補償及購買費六、〇八七、二三三圓を加へると、酒に要したる經費は最小限九、六一四、七〇三圓となる。従つて酒収入一七、二四〇、九〇六圓より此金額を控除したる數字七、六二六、二〇三圓が酒の純収入の最高限の金額となる譯である。この計算方法は單に經常收入より經常費を差引いたに止まり幾多の缺點を包藏してゐる。更に俸給、事務用諸費、従業員指導費、慰勞金、共濟組合給與金、現業員獎勵費、勤勉手当、接待費の九三八、六三一圓を如何に酒の經費に割當てるかが問題であつて、もし此等の經費の全部を酒に負はすとせば六、六八七、五七二圓が酒の純収入の最低限となる。かくて經常收入より經常費を差引いたものを以て專賣差益と云ひ得べくんば、昭和十年度に於ける酒の專賣差益は六百六十八萬圓より七百六十二萬圓の間にあると云ふ事が出来る。専門家の間に「酒の專賣差益は六七百萬圓なり」と唱へてゐるのは恐らく此種の計算方法を採つてゐるのであらうと思はれる。

## 二 次に酒類の製造及び販賣の状況を明かにしたのである。

臺灣島内の酒類消費高は昭和八年前後に於ては約三十三萬箱にして、島内製造酒の二十七萬五千箱に對し移輸入酒は五萬五千箱となつてゐる。酒類別に内譯を示すと次の如くである。

酒類消費總量	三十三萬箱		
麥酒以外の酒類の消費量	二十八萬箱	釀造酒	四萬箱
麥酒の消費量	五萬箱	再製酒	四萬箱
		内地より移入	二萬箱
		政府製造	二萬箱
		米酒	十四萬箱
		糖蜜酒	六萬箱
		(政府製造)	
		島内製品買上げ	一萬五千箱
		移入	三萬五千箱

釀造酒及び麥酒は主として内地人の消費にむけられ九萬疋に上つてゐるが、島内製品は三萬五千疋であつて内地よりの移入が五萬五千疋である。蒸餾酒及び再製酒(主として紅酒)は主として本島人の消費にあてられ消費量二十四萬疋に上つてゐるが殆んど全部が政府の製造にかゝり、移輸入品は僅少である。(却つて昭和九年律令第一號臺灣酒類出港稅令により、本島品老紅酒、糯米酒、藥酒等の内地移出の道を閉いてゐる。)臺灣に於て消費せられる此等の酒類が臺灣に於て如何に製造せられてゐるかを先づ説明し、次に其の販賣の狀況を明かにしたい。

酒類專賣創業に際しては當時に既に存してゐた二十一工場を徵收し又は借上使用すると共に屏東工場を新設した。爾後一定の計畫に従ひ工場を新營し増設し改築すると共に十二工場を廢止し、現在は専ら、臺北酒工場(米酒、糖蜜酒、泡盛、紅酒、藥酒、洋酒)、宜蘭工場(米酒、紅酒)、臺中工場(清酒、米酒、燒酎、糖蜜酒、紅酒、白酒、高粱酒、味淋)、埔里工場(清酒、米酒、燒酎)、臺南工場(米酒、糖蜜酒、藥酒)、嘉義工場(酒精、糖蜜酒、糯米酒、藥酒)、屏東工場(米酒)、樹林工場(米酒、紅麴、紅酒)、花蓮港工場(清酒、米酒、糖蜜酒、燒酎、紅酒)、臺東工場(米酒、糖蜜酒)の十工場に於て製造を行つてゐる。即ち各工場は原則として蒸餾酒と再製酒との製造に従ひ、僅かに臺中工場と埔里工場と花蓮港工場とのみが清酒の製造をも行つてゐる。

酒類の販賣は、政府より賣捌人に賣渡し賣捌人は之を小賣人に賣渡し、小賣人は之を消費者に賣渡す順序をとつてゐる。賣捌人は政府より買受けたる酒類を所屬小賣人に配給するものであ

る。酒類專賣實施當時は全島を百二十四賣捌區域に分割し同數賣捌人を置いたが、其後の實踐に基き賣捌區域を八十九區とし同數の賣捌人を指定し三十六名の匿名組合員を置いた。昭和八年の麥酒專賣の際に更に匿名組合員四十名を追加した。此等賣捌人は三年の期限を以て指定する事となつてゐるが、昭和九年七月の更新の際には八十九名の賣捌人と九十九名の匿名組員とを指定したのである。小賣人は各賣捌區域の賣捌人に所屬して賣捌人同様に三年の期限を以て指定せられるのである。創業當時は九千七百三十一名の小賣人があつたが漸次其の數を減じ昭和八年七月一日現在では七千八百八十六名となり麥酒のみ的小賣人は一千六百七十六名となつた。

三 最後に酒價の問題にうつる。蓋し酒價は、專賣が酒を高くするか安くするかの問題を解決するに重要なるが故である。酒價は、專賣局より酒類賣捌人に賣却する値段と、酒類賣捌人より酒類小賣人に卸す値段と、一般小賣値段と、料理屋値段とに分れるのであるが、一般小賣値段を中心として他の酒價が定まるものである。即ち酒類賣捌人と酒類小賣人とが專賣局より受取る手數料は一般小賣値段に對して一定比率を占め、又料理屋値段は一般小賣値段にサービズ料其他を加へたものである。

臺灣總督府專賣局は酒類及酒精定價表として一般小賣値段を發表してゐるが、昭和十年七月の分の一部を掲げ、更に其の一部分につき大阪市内に於ける小賣値段を比較して次の結果を得たのである。(單位錢)



		臺灣	大阪
清酒	日盛 (二立壇詰)	400	335
	黒松白鹿 (ク)	400	350
	白鶴 (一・八立壇詰)	240	175
	若月 翠 (ク)	240	—
	富 桂 冠 (ク)	240	190
	櫻 久 娘 (ク)	240	175
	菊 王 宗 (ク)	240	175
	楓 王 宗 (ク)	240	175
	澤 白 鹿 (ク)	240	—
	褒 紋 忠 勇 (ク)	240	170
	褒 紋 白 雪 (ク)	240	175
	賀 茂 鹿 (ク)	225	170
	澤 賀 鶴 (ク)	225	150
	日 本 正 魂 (ク)	225	160
	泉 本 正 魂 宗 (ク)	225	150
	金 東 洋 一 (ク)	225	170
	不 瑞 二 壽 (ク)	210	—
	福 萬 光 祿 壽 (ク)	200	—
	萬 壽 祿 壽 (ク)	160	—
	萬 壽 祿 壽 (ク)	120	—
萬 壽 祿 壽 (ク)	120	—	
老紅酒金鷄 (六 峯 壇 詰)	55	65	
五加皮酒金蘭 (ク)	60	75	
サツポロ黒ビール (六・三 峯 壇 詰)	45	35	
エビスビール (ク)	42	33	
キリンビール (ク)	42	33	
サツポロビール (ク)	42	33	
アサヒビール (ク)	42	33	
ユニオンビール (ク)	42	33	
サクラビール (ク)	42	32	
タカサゴ生ビール (ク)	37	—	

この定價表によると、内地産の清酒及び麥酒は臺灣に於ては大阪市内よりは常に三割ばかり高い様である。内地で酒税及び麥酒税を負擔し、其れに運賃が加はり臺灣總督府專賣局益金が加はるのであるから酒價が高廻るのは止むを得ないかも知れないが、一方には專賣により競争が排除せられ此點に於ては價格が低下すると云ふ事も考へられるのであるから更に詳細なる研究を必要とする。臺灣專賣製造の紅酒又は藥酒が大阪市に於て高くなつてゐるのは當然であらう。

賣捌人の手數料は各區域に於ける交通の便否等により定まり、大正十一年は四等級であつたが昭和三年以降六等級となり定價の三分・三分五厘・四分・四分五厘・五分・六分となつてゐる。而して賣捌人の買受酒類に對する代價は四ヶ月延納擔保制を認められてゐるから、實質的には、これ以上に二三分見當の利益が加はる譯である。

小賣人の手數料は一率に定價の八分となつてゐる。而して小賣人が賣捌人より酒類を買受けるのは現金を用ふる事となつてゐる。

最後に料理屋値段について一言する。臺灣酒類專賣令第六條によれば「酒類小賣人は政府の定めたる價格を以てするに非ざれば酒類を消費者に販賣することを得ず」となつてゐるから、此の論理を推し進めて行くと料理屋の酒及び麥酒も煙草同様に定價で賣らねばならぬ事となる。然し料理店の提供する酒は單なる商品としてなく設備サービス其他の附屬物が之に加はるから、例外的に之を扱ひ定價嚴守を適用ない事にしてゐる。麥酒一壺の料理屋値段が内地では五十錢乃至六十錢であるに對し臺灣では八十錢が普通になつてゐる。此點も酒專賣に關連し注意すべき點である。

#### 第四 我國内地の酒類專賣の展望

酒稅の收入は昭和十年度に於て二億圓を突破し我が國家財政の主要財源をなしてゐる。赤字財

政克服の對策として酒稅の増徴又は改正が第一に考へられるのは當然である。酒稅の改正には種々の意見が行はれ、飲料稅體系又は酒稅體系を作ると云ふ根本論もあり、エキス課稅、酒精度數課稅等の技術論あり、庫出課稅、從價課稅等の修正論も現はれてゐるが、當業者の利害關係が錯雜し容易に意見の一致するを見ない。このまゝで推移すれば、結局は從量稅率を動かす事によつて増徴をはかると云ふのが落ちかも知れない。茲に根本的改革案として酒類の專賣を斷行せんとする考が出て來るのである。酒類の專賣を考へるとなると、手近にある御手本として何よりも臺灣の酒專賣を引き合ひに出さねばならない。

然し臺灣の酒專賣が順調に行はれてゐるとしても、我が内地の酒專賣が好都合に運ぶとは限らないのである。第一に臺灣で消費せられる酒類の中心が蒸餾酒再製酒であるに反し、内地では専ら釀造酒が消費せられる。第二に臺灣の酒類專賣が創められた時に酒類製造が極めて幼稚であつたが、内地の酒造業は相當に發達し或意味に於ては飽和點に達してゐる。第三に臺灣の酒類消費高は約三十三萬竈であるに反し、内地のそれは三十倍の九百八十萬竈である。專賣創業當時に臺灣の酒類製造業者が二百五十名であり小賣人が九千人近くであつたのに對し、現在内地の酒造家は八千八百人に上り小賣人は六大都市だけでも二萬人を超えてゐる。かくの如く臺灣に於ける酒類の製造、販賣消費が内地と全く異つてゐるに加へて、第四に赤字公債が將に飽和點に達せんとしてゐる我國財政の現状を考へねばならぬ。勿論、專賣創業の爲めにより交付公債は赤字公債は

どには財界を壓迫する事は無いにしても、赤字公債の消化力を妨げる事は否定し難い。かくして内地の酒專賣には臺灣で經驗しなかつた幾多の難問題が控えてゐる。

酒類全體の完全專賣を直ちに實行する事は現在の所では困難かも知れない。其の結果として、先づ麥酒の專賣から始め其他の酒類の專賣に及び最後に清酒の專賣にうつらんとする者も起る。又固定資本を必要とする完全專賣を行はないまでも、運轉資本のみを調達して販賣專賣より出發せんとの見解もある。何れにしても酒類の專賣には幾多の準備工作を必要とする。創業の際に於ける禁業交付金と徴收補償金との算定、元賣捌人と小賣人との指定、酒價の決定等の問題は其の最も重要なものである。此等の準備工作を行ふに當つては臺灣の酒專賣を反省する必要がある。我國内地の酒專賣の前途の參考に供する意味に於て、臺灣の酒專賣の過去及び現況を研究したのである。

臺灣總督府の專賣局の赤堀課長、紙谷技師、小松技師、内藤技師、財務局の江藤稅務課長、鹽見事務官其他諸氏の好意を謝す。